

平成21年5月25日

各 位

会 社 名 株式会社 中京医薬品 代表者名 代表取締役社長 山田正行 (JASDAQ・コード4558) 問合せ先 役職・氏名 常務取締役 辻村 誠 電話0569-29-0202

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 20 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 6 月 23 日開催予定の第 31 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 今後の事業拡大を図るため現行定款第2条の「事業の目的」の追加および変更を行うものであります。
- (2) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)が平成21年1月5日に施行され、上場株式は一斉に振替株式に変更されたこと(いわゆる「株券の電子化」をいいます。)から、これに対応するために、株券の存在を前提とした規定の削除およびその他所要の変更を行うものであります。
- (3) また、本変更に係る経過的な措置を定めるため附則を設けるものであります(変 更案附則第 1 条および第 2 条)

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
	22 22 21
第2条 (目的)	第2条 (目的)
1. (条文省略)	1. (現行どおり)
2. 次の物品に関する売買、輸出入および仲介業	2. 次の物品に関する売買、輸出入および仲介業
イ. ~ト. (条文省略)	イ.~ト.(現行どおり)
[新設]	<u>チ. ペットフードおよびペットに関連する事</u>
	<u>業</u>
3. ~27. (条文省略)	3. ~27. (現行どおり)
第3条~第6条	第3条~第6条
(条文省略)	(現行どおり)
(株券の発行)	(削除)
第7条 当会社は、株式に係る株券を発行する。	
(自己の株式の取得)	(自己の株式の取得)
第8条 (条文省略)	第 <u>7</u> 条 (現行どおり)
(単元株式数および単元未満株券の不発行)	(単元株式数)
第9条 当会社の単元株式数は、100株とする。	
2 当会社は、第7条の規程にかかわら	第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。
ず、単元未満株式に係る株券を発行	(削除)
しない。ただし、株式取扱規程に定	
<u>めるところについてはこの限りでは</u>	
<u>ない。</u>	
(単元未満株式についての権利)	(単元未満株式についての権利)
第10条 当会社の株主 (実質株主を含む。以下	第 <u>9</u> 条 当会社の <u>単元未満株式を有する</u> 株主
同じ。)は、その有する単元未満株式	は、その有する単元未満株式について、
について、次に掲げる権利以外の権利	次に掲げる権利以外の権利を行使する
を行使することができない。	ことができない。
(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利	(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
(2) 会社法第166条第1項の規定による請求	(2) 会社法第166条第1項の規定による請求を
をする権利	する権利

現行定款	変更案
(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の	(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の
割当ておよび募集新株予約権の割当て	割当ておよび募集新株予約権の割当て
を受ける権利	を受ける権利
(4) 次条に定める請求をする権利	(4) 次条に定める請求をする権利
(単元未満株式の買増し)	(単元未満株式の買増し)
第 <u>11</u> 条 (条文省略)	第 10条 (現行どおり)
(株主名簿管理人)	(株主名簿管理人)
第12条 当会社は、株主名簿管理人を置く。	第 11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。
2 株主名簿管理人およびその事務取扱	2 株主名簿管理人およびその事務取扱
場所は、取締役会の決議によって定	場所は、取締役会の決議によって定
める。	める。
3 当会社の株主名簿 <u>(実質株主名簿を</u>	3 当会社の株主名簿 <u>および</u> 新株予約
<u>含む。以下同じ。)、</u> 新株予約権原	権原簿の作成ならびにこれらの備
簿 <u>および株券喪失登録簿</u> の作成なら	置きその他の株主名簿 <u>および</u> 新株
びにこれらの備置きその他の株主名	予約権原簿に関する事務は、株主
簿 <u>、</u> 新株予約権原簿 <u>および株券喪失</u>	名簿管理人に委託し、当会社にお
登録簿に関する事務は、株主名簿管	いてはこれを取扱わない。
理人に委託し、当会社においてはこ	
れを取扱わない。	
第 <u>13</u> 条~第 <u>48</u> 条	第 <u>12</u> 条~第 <u>47</u> 条
(条文省略)	(現行どおり)
(新設)	<u>附則</u>
	第1条 当会社の株券喪失登録簿の作成およ
	び備置きその他の株券喪失登録簿に
	関する事務は、株主名簿管理人に委
	<u>託し、当会社においてはこれを取扱</u>
(Man)	<u>わない。</u>
(新設)	第2条 前条および本条は、平成22年1月5日
	まで有効とし、同日の経過をもって
	前条および本条を削除する。

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日 平成21年6月23 日 (火曜日) 定款変更の効力発生日 平成21年6月23 日 (火曜日)